

## 経済学史学会 ML 運用の当面の指針

2020 年 10 月 17 日／幹事会

経済学史学会が学会メーリングリスト（ML）の運用を開始したのは 1996 年のことです。すでに 24 年が経ちます。そのあいだ、何度か学会 ML の運用をめぐる議論があり、また、学会 ML 運用のガイドラインなどの制定がありました。

学会 ML の運用開始の当初、1996 年 9 月 2 日（1997 年 5 月 7 日一部改訂）には、当時の学会 ML 「世話人」「運営責任者」による「SHET のポスト内容について」が公表され、2001 年 11 月 9 日には幹事会・企画交流委員会が定めた「ガイドライン」がこの「ポスト内容」に付け加えられました。また、2012 年 11 月に幹事会へ提出された「組織検討ワーキンググループ」の答申にも「学会 ML および学会サイトの改善点」が含まれています（資料参照）。いずれも、学会 ML の円滑な運用をすすめることを目的としたものです。

いうまでもなく、学会 ML は会員の善意と良識、相互の信頼を前提に成立しています。学会 ML のこれまでのながい歴史のなかで培われ共有されてきた運用のルールやガイドラインには、明文化されたものだけでなく、実際の運用に適用されてきた不文律のものもあります。

2020 年 10 月 17 日に開催された幹事会で新たに「経済学史学会倫理綱領」が承認されました。これにともない、今後、これまでの運用の歴史やガイドラインなどに加えて、この学会倫理綱領にもとづく「経済学史学会 ML 運用の基本方針」の制定が必要となります。その制定までのあいだ、学会倫理綱領の遵守を明記した以下の 3 点を「経済学史学会 ML 運用の当面の指針」とすることを幹事会で決定しましたので、お知らせいたします。

- 1) 投稿内容の多様性を認めてきた学会 ML のこれまでの歴史を尊重し、人権の否定や特定の個人への攻撃あるいは誹謗中傷を内容とする投稿でないかぎり、原則として、特定のメールを学会 ML から削除しない。ただし、投稿内容が学会倫理綱領に抵触すると考えられる場合は、常任幹事会が適切に対応する。
- 2) 学会 ML ならびに学会が公表している事務局など学会組織（個人を含む）のメールアドレスにあてた匿名のメールに対しては、原則として、学会倫理綱領に関わるような公益通報等を除き、学会として対応しない。
- 3) 学会 ML の円滑な運用と活性化が、学会倫理綱領にもとづく慎重かつ多様な投稿によって促進されることを期待する。